

正議大夫一員 鄭憲

使者一員 源善

通事一員 鄭祿

共に入伴一十七名

存留在船通事一員 梁燦 従人二名

存留在船使者二員 馬加泥 麻加寧 従人四名

国王附搭の蘇木二千斤

嘉靖四十二年（一五六三）二月十五日

右の符文は正議大夫鄭憲・通事鄭祿等に付し、此れに准ぜ

しむ

進貢等の
事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』嘉靖四十二年十一月庚子の条に記

事がある。

国王尚元の、進貢謝恩のため長史梁灼等を遣わす符文

1-25-35

（一五六五、二、二二）

琉球国中山王尚元、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に長史梁灼・使者高城等を遣わし、表文一通を齎捧せし

む。本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄五千斤、及び護送

の通事蔡朝俊等の船内に馬二匹・生硫黄五千斤、共に生硫黄一万

斤・馬六匹・鍍金銅結束線紮靶紅漆鞞腰刀六把・鍍金銅結束紅漆

靶鞞腰刀六把・蘇木一千斤を装載して京に赴き進貢し謝恩し、仍

お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途

に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須ら

く出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 梁灼

使者一員 高城

都通事一員 鄭祐 入伴一十八名

存留在船使者一員 馬佳尼

存留在船通事一員 紅文綬 入伴四名

国王附搭の蘇木二千斤

嘉靖四十四年（一五六五）二月二十二日

右の符文は長史梁灼・都通事鄭祐等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の
事の為にす 符文

注*この進貢については『明実録』嘉靖四十四年十二月丙子の条に記

事がある。

（一）紅文綬 生没年不詳。久米村紅氏（和字慶家）五世。渡明五

回、都通事に任ず（『家譜（二）』二〇二頁）。

1-25-36

国王尚元の、進貢謝恩のため長史蔡朝用等を遣わす符文

（一五六七、二一、一七）

琉球国中山王尚元、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に長史蔡朝用・使者亜応蘇等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄五千斤、及び護送の通事紅文綬等の船内に馬二匹・生硫黄五千斤、共に生硫黄一万斤・馬六匹・鍍金銅結束線紫靶紅漆鞘腰刀六把・鍍金銅結束紅漆靶鞘腰刀六把・蘇木二千斤を装載して京に赴き進貢し謝恩し、仍お礼部に赴き告稟して進取せしむる外、茲の諭遣を承くれれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡朝用

使者一員 亜応蘇

都通事一員 鄭祿 人伴二十八名

存留在船使者一員 馬南比

存留在船通事一員 林世昌¹ 人伴四名

国王附搭の蘇木二千斤

嘉靖²四十六年（一五六七）二月十七日

右の符文は長史蔡朝用・都通事鄭祿等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の
事の為にす 符文

注*この進貢は『明実録』隆慶元年十一月丁丑の条の記事に該当すると考えられる。

（1）林世昌？一五七四年。久米村林氏（名嘉山家）五世。明へ二度、暹羅へ一度使用する（『家譜（二）』九二二頁）。

（2）嘉靖四十六年 前年十二月に嘉靖帝が死去したことがまだ知られていないため、実際は隆慶元年にあたる。